

透析歴33年の

# じんラボ 所長と行く

# 日帰りバスツアー

in 茨城

2020.  
3/15  
(日)



POINT①

所長への質問タイム！所長に相談したいこと、聞いてみたいこと、お気軽にどうぞ！  
※医学的な内容にはお答えできません。ご了承ください。



POINT②

患者同士の情報交換と交流を楽しみましょう！

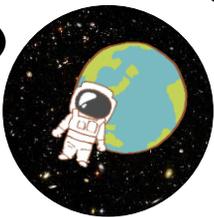


POINT③

おひとり様も大歓迎！お気軽にご参加ください！



皆さんこんにちは！じんラボ所長の宿野部です。  
観光を楽しむのはもちろん、情報交換や参加者同士の交流の機会としてぜひご参加ください！一緒に楽しみましょう！

都市	時間	交通	行程	食事
東京駅	10:00	専用バス	東京駅鍛冶橋駐車場へ各自ご集合後、専用バスにて出発 ●バス車中では、所長への質問コーナー！●	
茨城	昼		<p><b>ポケットファーム ドキドキ</b></p> <p>ブッフェランチをご用意！お好きなものをお召し上がりいただけます。食後はお買い物もお楽しみください！</p> 	×
			<p><b>牛久大仏(自由見学)</b></p> <p>奈良の大仏よりも、自由の女神よりも大きな牛久大仏！全長120mの高さは近くで見ると圧巻です！内部にも入れますよ。 ※胎内拝観は別料金が必要です</p> 	昼
東京駅	17:00頃		<p><b>JAXA筑波宇宙センター(自由見学)</b></p> <p>宇宙にある意味一番近い！？JAXAの見学です。非日常感を味わえること間違いなし！ 宇宙食はぜひお土産に！</p> 	×
東京駅到着後、解散。～お疲れ様でした！～				

# ご旅行条件

■旅行代金について 旅行代金算出基準日:2020年1月7日

●旅行代金に含まれるもの

- ①日程表に記載の乗車券/入札金、有料道路代、駐車場代 ②日程表に記載の食費代金(朝回、昼回、夜回)③半欠大仏拝観代 ④イベント参加費 ⑤消費税 ⑥添乗員費用 ※上記代金はお客様の都合により、一部利用がなくて払い戻し いたしません

●旅行代金に含まれないもの

- 上記以外の旅行代金に含まれません。参加に当たって通常必要 となる費用を例示します
- 個人的な費用(日程に明示されていない飲食代、電話代、ご自宅へ集合・解散地間の交通費、任意の国内旅行保険料、傷害・疾病に関する医療費、牛久大仏館内拝観料、その他旅行代金に含まれるものの記載のない一切の費用)

■お申し込み

(1)お申込みに必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。\*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

(2)電話等での通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金の支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)

(3)お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウエイティング登録」といいます)。その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合は速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申し出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は「預金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

(4)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後)これら状態になった場合も直ちに申し出なくても、あらかじめ当社からご案内申し上げます。旅行中に必要となる措置を具体的な内容をお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれらに対応します。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお話し、又は書面ですべてを申し出ていただくことがあります。

(5)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部の内容を変更するなどの条件を設けております。また、おさままから申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、おさままからのお申し出に基づき、当社がおさままのために講じた特別な措置に関する費用は原則としておさままの負担となります。

(6)15歳未満の方につきましては、父母又は親権者との同意を条件とします。(但し一部のコースを除きます)。15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

(7)本旅行は株式会社近畿日本ツーリスト関西が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約書、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(8)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)の「カード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名または旅行代金の一部(申込金等)のお支払いを受けるとこと(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファックスその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない、または業務上の理由によって受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みに関する、会員は必ずお申し込みの旅行代金の名称「出発日」等に記入して「カード」会員番号/「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を申し出た時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到達したときに成立します。

④通信契約での「カード利用日は、会員及び当社が企画旅行契約に基づき旅行代金等の支払または、民権義務を履行する日とします。前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

(9)当社は、おさままが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申し込みをお断りすることがあります。

①他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。

③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関与する脅迫的な言動若しくは暴力的な行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

④お客さまが流説を流布し、偽計を用いる若しくは偽力を用いて当社の業務を毀損若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(10)その他当社の業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金  
申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金は、①一人部屋追加代金、②延泊による宿泊追加代金をいいます。

■確定日表

確定した航空機の名義や宿泊ホテル名などが記載された確定日表は、ご出発の前日までにご提出ください。ただし、出発の前日以降にお申込みの場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況について説明いたします。

■旅行契約内容・変更

(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前にある日より前にお知らせします。

(2)複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を受け付けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

(3)旅行契約の解除に関する旅行契約の解除

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算して5日前まで(「日帰り旅行」にあっては10日前)から前日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前から前日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始日)	旅行代金の 50%
旅行開始日の取消または無断不参加の場合	旅行代金全額

①当社の責任とならないローコン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。②取消料の対象となる旅行代金は表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。③取消料から引かれる場合(お客様による旅行契約の解除)

■旅行契約の解除  
①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しないときは、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日(日帰り旅行は3日)に亘る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき  
③申込条件の不適合  
④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき  
⑤お客様が「お申し込み⑨(1)から④のいずれかに該当したときが判明したとき

■当社の責任  
当社は当社または手配代行者がおさままに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關する賠償限度額は15万円です。当社は故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスに提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき

■特別補償  
当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業務取扱特別補償規程により、

死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、旅行品にかかると損害補償金(15万円を限度)ただし、一配又は一対に於ける補償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われず旨が明示された日については、当該日にお客様が受けた損害について補償金が支払われず旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証  
旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業務約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりの変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた変更補償金を支払います。ただし、旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行期間	1件あたりの率(%)
1. 契約書面に記載した旅行開始日は旅行終了日の変更	旅行期間	1.5
2. 契約書面に記載した場所の変更又は宿泊施設(レストラン等)の変更	旅行期間	1.0
3. その他の旅行の目的地の変更	旅行期間	2.0
4. 旅行業務約款に記載した運送機関の繰り替えは設備のより低い料金のものへの変更、変更後の乗車及び送迎の料金の計が契約書面に記載した乗車及び送迎の料金を下回った場合に限り適用します。	1.0	2.0
5. 旅行業務約款に記載した運送機関の繰り替えは設備のより低い料金のものへの変更、変更後の乗車及び送迎の料金の計が契約書面に記載した乗車及び送迎の料金を下回った場合に限り適用します。	1.0	2.0
6. 旅行業務約款に記載した宿泊の旅行開始地の変更又は旅行終了地の変更	1.0	2.0
7. 旅行業務約款に記載した宿泊の旅行開始地の変更又は旅行終了地の変更	1.0	2.0
8. 旅行業務約款に記載した宿泊の旅行開始地の変更又は旅行終了地の変更	1.0	2.0
9. 旅行業務約款に記載した宿泊の旅行開始地の変更又は旅行終了地の変更	1.0	2.0
10. 旅行業務約款に記載した宿泊の旅行開始地の変更又は旅行終了地の変更	1.0	2.0
11. 旅行業務約款に記載した宿泊の旅行開始地の変更又は旅行終了地の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内部について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものも認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが発生した場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

イ. 当社および旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みのために提出いただいた個人情報について、おさままとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社が旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのおさままの買物等の便宜のため、おさままのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報等、電子的方法等で免状搭乗等の事業者に提供いたします。旅行をお申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についておさままに同意いただくものとします。

ロ. 当社は当社が保有するお客様の個人情報の商品開発や商品案内など販売促進活動、おさままへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。

当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、ハ. 上記のほか、当社の個人情報取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について  
この条件に定めのない事項は旅行業務約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業務約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業務約款は、当社ホームページ <https://www.knt-ks.co.jp/> からご覧いただけます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業務法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業務法第12条5による交付する契約書面の一部になります。

旅行期間	2020年3月15日(日) 日帰り
旅行代金	じんラボ会費：9,800円 非会員：12,000円 ※大人・小人同一料金 ※この機会に「じんラボ」へぜひご入会(無料)ください
募集人数	20人(最少催行人数：15名)

利用予定バス	なの花バス
食事条件	朝0回、昼1回、夕0回
添乗員	同行いたします。
募集締切	2020年2月26日(水)

管理番号: 関西161120010005

お申込み・お問合せ

旅行企画・実施 **近畿日本ツーリスト**

株式会社近畿日本ツーリスト関西 京都支店 担当 小林・中山

観光庁長官登録旅行業第2039号 ①ボド付協賛企業 ②旅行業公正取引協会の会員 ③一般社団法人日本旅行業協会正会員 総合旅行業務取扱管理者: 土田名

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町358 アーパネックス御池ビル西館 8F TEL.075-221-7401 FAX.075-223-5192

営業時間 9:15~18:00(土・日・祝日休業) ※休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明とご不明な点があれば、総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

参加申込書

【お申し込みは下記いずれかの方法でご連絡ください】

FAX FAX番号：075-223-5192

ご郵送 〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町358

メール [kyoto2@or.knt.co.jp](mailto:kyoto2@or.knt.co.jp) ※メールの受信制限をされている方は、左記のドメインを受信できるように設定してください。

コピー可

本パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配およびお客様との連絡等のために必要な範囲での運送・宿泊機関等、保険会社、免税店等へ個人情報の提供について同意のうえ、以下の旅行に申し込みます。

お名前(フリガナ)	年齢(出発当日)	ご住所	電話番号
	〒	( )	( )
	Eメール( )	( )	( )
	〒	( )	( )
	Eメール( )	( )	( )

※じんラボ会員の方は、じんラボに登録しているメールアドレスをご記載ください。